

議案第17号

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和8年2月24日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

我孫子市五本松運動広場のリニューアルオープンに伴い、新たに設置する施設及びその使用料等を定めるとともに、当該運動広場の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な事項を定めるため提案するものです。

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2第1項の規定により、我孫子市五本松運動広場（以下「運動広場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定める。</p> <p><u>(施設)</u></p> <p><u>第4条 運動広場に次の施設を設ける。</u></p> <p>(1) <u>クラブハウス</u></p> <p>ア <u>会議室</u></p> <p>イ <u>シャワー室</u></p> <p>(2) <u>サッカー・ラグビー場</u></p> <p>(3) <u>陸上競技場</u></p> <p>(4) <u>多目的芝生広場</u></p> <p>(5) <u>駐車場・臨時駐車場</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める施設</u></p> <p><u>(開場時間)</u></p> <p><u>第5条 運動広場の使用時間は、午前</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、我孫子市五本松運動広場（以下「運動広場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定める。</p>

9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第6条 運動広場の休場日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(登録)

第7条 第4条第1号ア若しくは第2号から第4号までに掲げる施設の一部又は全部を専用して使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。

(使用の許可)

第8条 第4条第1号ア若しくは第2号から第4号までに掲げる施設を使用しようとする者又は運動広場において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 営利を目的とする事業その他これに類する行為

(2) 物の頒布、募金、興行その他これらに類する行為

(使用の許可)

第4条 運動広場を使用しようとする者(みどりの広場については、専用して使用する者に限る。)は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(3) 競技会、展示会その他これらに類する催しの開催（前2号に掲げる行為を除く。）

2 略

（使用の制限）

第9条 教育委員会は、運動広場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限することができる。

(1) 略

(2) 略

（目的外使用等の禁止）

第10条 **第8条第1項**の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた運動広場を許可を受けた目的以外のために使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の取消し等）

第11条 略

（使用料）

2 略

3 第1項に規定するみどりの広場を専用して使用する場合は、10人以上の団体が使用する場合に限り行うものとする。

（使用の制限）

第5条 教育委員会は、運動広場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限することができる。

(1) 略

(2) 営利を目的とする興業その他これに類する行為を行うおそれがあると認めるとき。

(3) 略

（目的外使用等の禁止）

第6条 **第4条第1項**の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた運動広場を許可を受けた目的以外のために使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の取消し等）

第7条 略

（使用料）

第12条 略

(使用料の還付)

第13条 略

(特別の設備の制限)

第14条 略

(指定管理者による施設の管理)

第15条 教育委員会は、運動広場の設

置の目的を効果的に達成するため
必要があると認めるときは、運動広
場の管理を法第244条の2第3項に
規定する指定管理者(以下「指定管
理者」という。)に行わせることが
できる。

(運動広場の管理を指定管理者に
行わせる場合の読替え)

第16条 前条の規定により運動広場

の管理を指定管理者に行わせる場
合においては、第5条ただし書及び
第6条ただし書中「教育委員会が必
要があると認めるときは」とあるの
は「指定管理者が必要があると認め
るときは、あらかじめ教育委員会の
承認を得て」と、第7条から第9条
まで及び第11条から第14条までの
規定中「教育委員会」とあるのは「指
定管理者」と、第12条第1項中「別
表に定める使用料」とあるのは「利
用料金」と、同条第2項及び第3項
並びに第13条中「使用料」とあるの

第8条 略

(使用料の還付)

第9条 略

(特別の設備の制限)

第10条 略

は「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第17条 指定管理者が管理する場合
の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者が行う施設の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 運動広場の使用の許可及び制限に関する業務

(2) 運動広場の維持管理に関する業務

(3) その他教育委員会が必要があると認める業務

(管理の基準)

第19条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に運動広場を維持管理しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第20条 指定管理者の指定の手続は、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成

16年条例第18号)の定めるところによる。

(原状回復の義務)

第21条 使用者は、運動広場の使用が終わったとき又は**第11条第1項**の規定により使用を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第22条 使用者は、故意又は過失により施設、器材等を損傷し、又は**毀損した**ときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第23条 略

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、運動広場の使用が終わったとき又は**第7条第1項**の規定により使用を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失により施設、器材等を損傷し、又は**き損した**ときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 略

別表を次のように改める。

別表 (第12条、第17条関係)

区分					単位	使用料	
サッカー・ラグビー場及び陸上競技場	日中使用	専用使用 (全部)			一般	1時間につき	3,000円
					高校生以下・65歳以上		1,500円
					専用使用 (一部)		サッカー・ラグビー場
					高校生以下・65歳以上	750円	
					4分の1	一般	750円

				面	高校生以下・65歳以上	370円
		共用使用			一般	200円
					高校生以下・65歳以上	100円
	夜間使用	専用使用（全部）			一般	5,800円
					高校生以下・65歳以上	4,300円
		専用使用（一部）	サッカー・ラグビー場	半面	一般	2,900円
					高校生以下・65歳以上	2,150円
				4分の1面	一般	1,450円
					高校生以下・65歳以上	1,070円
		共用使用			一般	400円
					高校生以下・65歳以上	200円
多目的芝生広場	専用使用（全部）				一般	1,000円
					高校生以下・65歳以上	500円

	共用使用	一般	100円
		高校生以下・65歳以上	50円
クラブハウス	大会議室		540円
	小会議室		270円
	シャワー室	1回につき	100円
第8条第1項各号に掲げる行為をする場合		10平方メートル当たり1日につき	210円

備考

- 1 この表において「日中使用」とは、次の各号に掲げる施設を使用する日の属する月の区分に応じ、当該各号に定める時間に施設を使用することをいう。
 - (1) 1月、2月、10月及び11月 午後5時前まで
 - (2) 3月、4月及び9月 午後6時前まで
 - (3) 5月から8月まで 午後7時前まで
 - (4) 12月 午後4時前まで
- 2 この表において「夜間使用」とは、日中使用以外に施設を使用することをいう。
- 3 この表において「専用使用」とは、施設の一部又は全部を専用して使用することをいう。
- 4 この表において「共用使用」とは、個人が施設を専用しないで使用することをいう。
- 5 この表において「高校生以下・65歳以上」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 市内に在住し、又は在学する高校生以下の者
- (2) 市内に在住し、又は在勤する65歳以上の者
- (3) 規則で定めるところにより、当該年度の4月1日において構成員の半数以上が第1号又は前号に掲げる者である団体として認定を受けた団体であつて、かつ、施設を使用する構成員の半数以上が第1号又は前号に掲げる者である団体

6 第8条第1項各号に掲げる行為をする場合において、10平方メートル未満の端数は、10平方メートルとして取り扱う。

7 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者以外の者（以下「市外在住者等」という。）又は施設を使用する構成員の半数以上が市外在住者等である団体が施設を使用する場合の使用料は、この表に掲げる額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。

8 業として写真若しくは映像の撮影又は興行を行うために施設を使用する場合の使用料は、この表に掲げる額にそれぞれ4を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の公布の日から施行日の前日までの間において、我孫子市五本松運動広場の管理に関し指定管理者を指定した場合は、我孫子市教育委員会がした施行日以後の使用に係る改正前の第4条第1項の規定による許可は、改正後の第8条第1項の規定により当該指定を受けた指定管理者がし

た許可とみなす。